



お問い合わせ先



山陽マリンコンサルティング株式会社

TEL : 052-908-0828
FAX : 050-3457-7568



IBNリスクマネジメント岡山株式会社

〒700-0901
岡山県岡山市北区本町 6-36
第一セントラルビル 4F
TEL : 086-800-1443
FAX : 086-800-1301

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社
兵庫支店 姫路中央支社
〒670-0927

兵庫県姫路市駅前町 60 マリイト姫路ビル 1F

このパンフレットはヨット・モーターボート総合保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、「普通保険約款および特約集」、「重要事項のご説明」をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります）。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることあります。契約取扱者が取扱代理店の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と契約され有效地に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約されたものとなります。



IBNリスクマネジメント株式会社



山陽マリンコンサルティング株式会社

ヨット・モーターボート 総合保険のご案内

「山陽マリンコンサルティング株式会社の受講生の皆様に
より安心してマリンレジャーをお楽しみいただくために」

この保険の特長

■ 船体条項が充実しています

プロペラシャフトラーダードライブユニットの損害を補償します。

エンジンの焼付けの損害を補償します。

ヨットの場合、セール・マストについて生じた損害を補償します。

航行中・船庫内・保管中の台風・突風などの風水害を補償します。

■ 高額な装備品やオプション品も補償されます

安全航行のための GPS・レーダー・AIS・無線装置など

高額な発電機・ジャイロ・スラスターなど

快適なマリンライフのためのエアコン・エンクロージャー・

オーニングテントなど

フィッシングのためのウインチ・スパンカー・アウトリガー・

ローリングチェア・アイパイロットなど

*船体条項のセットが必要となります。

*申込書・明細書等に明記する必要があります。

*老朽化や電気的・機械的事故などによる損害はお支払い対象外です。



補償内容について

ヨット・モーターボート総合保険は「基本契約(賠償責任条項・船体条項)」と「オプション」の搭乗者傷害危険担保特約、
捜索救助費用担保特約の組み合わせです。

1. 賠償責任条項（基本契約）

契約船舶の所有、使用、管理に起因して生じた
偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、
被保険者（保険の補償を受けられる方）が第三者
に対して負担する法律上の損害賠償責任によって
被る損害を補償します。

■被保険者の範囲（この保険で対象となる賠償責任の負担者）

1. 記名被保険者（保険契約申込書記載の被保険者）
2. 記名被保険者の同居の親族で保護の対象となる船舶を使用または管理中の者
3. 記名被保険者の承諾を得て保険の対象となる船舶を使用または管理中の者
ただし、業務上預かった保険の対象となる船舶を使用、管理中の運送・保管・販売・輸送行為は除かれます。

■お支払いする保険金

1. 被害者に支払う法律上の損害賠償金
2. 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
3. 爭議になった場合の弁護士報酬、訴訟費用
(事前に損保ジャパン株式会社の承認が必要です。)など
※必ず事前に損保ジャパン株式会社とご相談のうえ承諾を得て示談をすすめてください。

2. 船体条項（基本契約）

契約船舶の保管中、陸上輸送中、けい留中、
水上運航中などに被った偶然な事故による損害
を補償します。

■お支払いの対象となる主な事故

火災、落雷、爆発、他の船舶との衝突、沈没、底礁による破損、曲損、陸上輸送中の交通事故による損害または運行中の風水災による損害などお支払いの対象となります。**ドライビングユニットに生じた損害や、エンジン焼付け損害（エンジン自体に生じた損害）**も補償の対象となります。

■保険金のお支払方法

保険金を限度に次の算式により保険金をお支払いします。

損害賠償金＝

<損害額 - 自己負担額> × 保険金額（ご契約金額）※/ 保険価額（時価額）
※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者、被保険者などの故意または重大な過失、または法令違反による損害
2. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる損害
3. 契約船舶に存在する欠陥、摩耗、腐食、さび、その他自然の消耗による損害
4. エンジン（エンジンと一緒にした船外機を含みます。）の単独盗難（ただし、艇庫内に保管中または保管業者に寄託中の損害は対象となります。）
5. 飲酒、麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦中に生じた損害
6. テロ行為による損害（他の条項・特約を含む合計金額が10億円以上の場合にかぎります。）
7. 故障損害（偶然な外來の事故に起因しない、電気の作用または機械の稼働に伴って発生した契約船舶の電気的または機械的事による損害をいいます。）など

＜事故例＞

- ・水上バイクと接触して、相手を死傷させてしまった。
- ・ボートと接触して、相手のボートを破損させた。
- ・誤って漁網を切ってしまった。

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険の補償を受けられる方）が所有・使用・管理しているヨット・モーターボートに起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者が第三者に対して負担する法律上の損害賠償をお支払いします。
例えば、運行中の過失により他船と衝突し、相手方を死傷させたり、船を破損させた場合、または遊泳者を死傷させた場合などがこれにあたります。

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者、記名被保険者による故意による損害賠償責任
2. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波／核燃料物質／戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任
3. 保険の対象となる船舶に搭乗中の人または積載物に対する損害賠償責任
4. 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
5. 被保険者の使用者が業務に從事中に被った身体障害に対する損害賠償責任
6. テロ行為による損害賠償責任（他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎります。）など

＜事故例＞

- ・マリーナの桟橋に衝突してしまい船体が損傷した。
- ・台風でボートが沈没した。
- ・エンジンの焼き付きによりエンジン自体に損害が生じた。

■ご契約の方法

船体条項の保険金額（ご契約金額）は、エンジン部分と船体部分の合算を保険金額に設定してください。保険金額が実際の価値より低い場合は、支払保険金が減額されます。また、保険金のお支払いは保険金額が限度となりますのでご注意ください。
被保険船舶には、船体に定着・装備されている標準機器・装備品を含みます。別途申告いただければ標準機器でない付属機器・装備品も、船体保険の対象に含むことができます。ただし、燃料・食料品・その他の消耗品は保険の対象とすることはできません。

■損害額について

保険の対象が修理できるときには、保険金額を限度とし、以下の算式により損害額を算出します。

損害額＝修理費＋費用・修理に際し、部品を交換したり加工を施したために被保険船舶全体として価格の増加を生じた場合にはその増額・修理に伴って生じた残存物がある場合にはその価額

※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

+ オプション

3. 搭乗者傷害危険担保特約

＜事故例＞

- ・他のボートに接触した際に搭乗者がケガをした。
- ・ボートから岸に降りる際に足を踏み外してケガをした。

■お支払いする保険金

ヨット・モーターボートに搭乗中、急激かつ偶然な外来的事故により搭乗者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。

1. 死亡保険金
上記のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
・1名あたりの保険金額の全額
2. 後遺障害保険金
上記のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
・後遺障害の程度により1名あたりの保険金額の100%～4%
3. 医療保険金
上記のケガにより医師の治療を要したとき
・平常の生活もしくは平常の業務に支障がない程度に治療するまでの期間の治療日数に対し、1日につき1名あたりの保険金額の1,000分の1 (ただし事故の発生の日からその日を含めて180日限度)

(注1) 事故の内容（ケガの程度）および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。

詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

1 事故あたりの保険金額 × 搭乗者1名ごとの保険金額_ 搭乗者1名ごとの保険金の合計=搭乗者1名あたりの保険金支払額

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 日射、熱射または精神的衝動による身体障害
2. 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人において生じた傷害
3. 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができるないおそれがある状態で契約船舶を操縦しているときに、その本人について生じた傷害
4. 被保険者の競争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
5. 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風など）
6. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる傷害
7. テロ行為による傷害（他の条項・特約を含む合計金額が10億円以上の場合にかぎります。）

など

4. 捜索救助費用担保特約

＜事故例＞

- ・ボートが遭難したため、他のボートに救助してもらった。
- ・ボートが沈没して同乗者が行方不明となつたため、捜索活動をしてもらった。

■お支払いする保険金

契約船舶に搭乗している方が遭難したことによって、その捜索・救助あるいは移送等に要した費用をお支払いします。
捜索者等からの請求に基づいて支出した費用のうち損保ジャパンが必要かつ有益と認めた費用を捜索救助費用と捉えます。

用損保特約条項の保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 被保険者の故意または重大な過失によって生じたその被保険者にかかる遭難
2. 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができるないおそれがある状態で契約船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかる遭難
3. 地震もしくは噴火または津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによって生じた遭難
4. 契約船舶の使用について、正当な権利を有する者の承認を得ない者によって、契約船舶が操縦された場合の遭難
5. テロ行為による遭難（他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎります。）

など

対象となる船舶について

対象となる船舶は以下のとおりです。

- (1) 航走ヨット（トン数を問いません。）
- (2) 総トン数20トン未満の非営業用モーターボート
※非営業用とは営業用でないモーターボートをいいます。
- (3) 総トン数20トン以上での①から③までに掲げる条件のすべてを満たすモーターボート
①一人で操縦を行う構造であるもの
②長さが24メートル未満であるもの
③スポーツ、レクリエーションのみに用いられているもの（漁船や旅客船等の業務に用いられないもの）